

利用者負担の軽減制度

介護保険サービス等の利用者負担には、以下のような軽減制度が設けられています。

高額（医療合算）介護サービス費

- 1 か月の介護サービスの利用者負担額の合計が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が支給されます（下表参照）。また、1 年間の医療保険と介護保険の利用者負担額の合計が著しく高額になった場合は、一定の額が「高額医療合算介護サービス費」として給付されます。

令和3年7月利用分まで

令和3年8月利用分から

（現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります）

| 利用者負担段階区分 | 上限額 | 利用者負担段階区分 | 上限額 |
|--------------------------|-------------|--------------------------|--------------|
| ・現役並み所得相当（※） | （世帯）44,400円 | ・年収約1,160万円以上 | （世帯）140,100円 |
| ・一般（区市町村民税世帯課税者） | （世帯）44,400円 | ・年収約770万円以上約1,160万円未満 | （世帯）93,000円 |
| ・区市町村民税世帯非課税者等 | （世帯）24,600円 | ・年収約383万円以上約770万円未満 | （世帯）44,400円 |
| ①年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | （個人）15,000円 | ・一般（区市町村民税世帯課税者） | （世帯）44,400円 |
| ②高齢福祉年金受給者 | | ・区市町村民税世帯非課税者等 | （世帯）24,600円 |
| ・生活保護受給者等 | （個人）15,000円 | ①年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | （個人）15,000円 |
| | | ②高齢福祉年金受給者 | |
| | | ・生活保護受給者等 | （個人）15,000円 |

※ 課税所得が145万円以上の方（ただし、世帯内の収入に応じて、申請により、一般区分になる場合もあります。）

食費・居住費（滞在費）の自己負担と軽減制度（特定入所者介護サービス費（補足給付））

- 施設などで生活しながらサービスを受ける場合や、通所介護（デイサービス）や短期入所（ショートステイ）など、施設などに出かけてサービスを受ける場合は、かかった食費、光熱水費などの居住費（滞在費）、その他の日常生活費などが利用者負担となります。
- 施設サービスや短期入所サービスにおけるこれらの負担額は、利用者と事業者との契約により決められますが、所得が低い方については、所得に応じて食費・居住費（滞在費）の負担額が軽減される制度があります。
- ただし、配偶者が区市町村民税課税者である方や、預貯金等の額が一定額（単身世帯の場合で1000万円、夫婦の場合で2000万円（※））を超える方は、食費・居住費（滞在費）の軽減の対象外となります。

※ 令和3年8月から軽減の対象要件となる預貯金等の額が一部変更されます。

注 利用者負担のめやすは、18ページ参照。

生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度

- 区市町村が、「生計が困難である」と認めた利用者については、介護サービスの1割負担や食費、居住費（滞在費）の自己負担を、約4分の3に軽減する仕組みがあります。

利用者負担の各軽減制度の詳細は、
お住まいの区市町村へお問い合わせください。

